

2011年2月18日

各位

株式会社みずほ銀行

変額個人年金保険『ほほえみの種』の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:西堀 利)は、2011年2月21日(月)より、全国の本支店で、変額個人年金保険新商品『ほほえみの種』(正式名称:変額個人年金保険(08)A型、引受保険会社:アクサ生命保険株式会社)の取り扱いを開始いたします。

『ほほえみの種』は、10年後の年金原資額が、基本保険金額(一時払保険料)の100%を最低保証されている変額個人年金保険です。

当行では、万が一に備える死亡保障機能をベースとし、資産運用や受取方法等でお客さまの豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、個人年金保険や一時払終身保険、医療保険等の保険商品の取り扱いを行っております。

今回取り扱いを開始する変額個人年金保険『ほほえみの種』は、「あまりリスクはとりたくないけれど、資産を少しでもふやしたい」、「10年後の年金原資額は、据置期間中の運用実績にかかわらず基本保険金額(一時払保険料)の100%を最低保証してほしい」といったお客さまのニーズにお応えすることができる商品です。

『ほほえみの種』の主な特徴は以下のとおりです。

(商品のしくみ、費用については別紙をご参照願います。)

主な特徴

年金原資額は一時払保険料の100%を最低保証

10年後の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料)の100%を最低保証
(据置期間中の死亡給付金額は基本保険金(一時払保険料)の100%を最低保証)

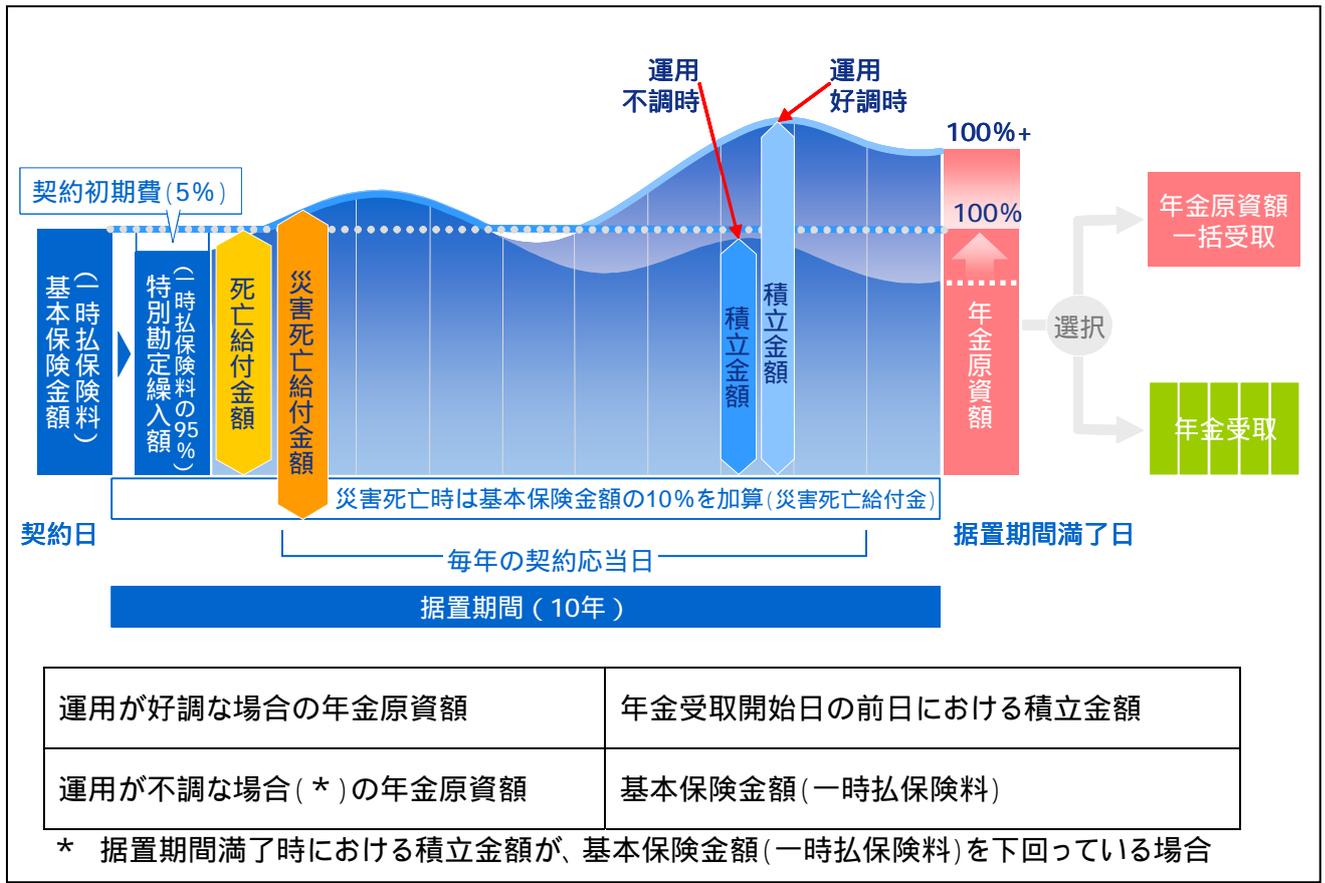
投資リスクを限定しながら安定的なパフォーマンスを目指す資産運用

実質的な株式への資産配分は原則として純資産総額の30%~10%で運用。株式などの市場環境に応じて、運用先の資産配分割合を自動的に調整し、特別勘定資産の安定的な成長を目指します。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

『ほほえみの種』のしくみ(イメージ図)



ご契約のお取り扱い

項目	内容
契約年齢範囲	15歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	300万円以上5億円以下(1万円単位)
保険料払込方法	一時払のみ
据置期間	10年のみ
年金種類	・確定年金(5年～40年の間で1年単位)(*1) ・保証期間付終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年) ・保証期間付夫婦連生終身年金(保証期間:5年・10年・15年・20年) ・一時金付終身年金
(災害)死亡給付金	被保険者が亡くなられた日における積立金額と基本保険金額(一時払保険料)のいずれか大きい金額が支払われます。 また、対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算した金額(災害死亡給付金)が支払われます。
付加できる主な特約	年金支払特約、指定代理請求特約
特別勘定および運用会社	利用する投資信託 : 適格機関投資家私募 アライアンス・パースタイン・グローバル・アロケーション(30/70) 運用会社 : アライアンス・パースタイン株式会社

*1 契約時に選択いただける年金種類は確定年金(年金受取期間5年・10年)のみとなります。

諸費用	契約初期費	一時払保険料に対して 5.0%
	保険関係費	特別勘定(ファンド)の積立金額に対して 年率2.95%
	運用関係費(*2)	投資信託の純資産総額に対して 年率0.315%(税込)程度
	年金管理費	年金額に対して 1.0%
	解約控除	ありません

*2 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定(ファンド)がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。従って、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

【変額個人年金保険のご留意事項】

変額個人年金保険は、特別勘定(ファンド)で運用するので、投資リスク(価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・金利変動リスクなど)があります。このため運用実績に応じて積立金額が増減しますので、死亡保険金(死亡給付金)額、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額等が日々変動します。運用の実績は損失を含め、すべてご契約者に帰属します。

変額個人年金保険には所定の条件を満たすことにより、年金原資や年金受取総額について一時払保険料相当額が引受保険会社により最低保証されるものもあります(最低保証があっても引受保険会社の経営破綻などにより、一時払保険料相当額を下回ることがあります)。

年金原資や年金受取総額について、所定の条件のもと一時払保険料相当額が引受保険会社により最低保証されるタイプの変額個人年金保険は、最低保証のないタイプにくらべ最低保証を行うための費用(保険関係費用に含まれます)がかかります。

【生命保険商品の共通のご留意事項】

当行は保険の募集代理店であり、お客さまと引受保険会社との保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

保険商品はお客さまと引受保険会社との間でご契約いただく商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。

生命保険商品を中途解約した場合には、経過期間・運用実績・市場価格調整・契約初期費用・解約控除等により、解約返戻金額は一時払保険料相当額を下回ることがあります。

引受保険会社の経営破綻等により、既払込保険料相当額の最低保証金額、死亡保険金(死亡給付金)額、積立金額、解約返戻金額、将来の年金額、入院給付金額等が削減されることがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用の「商品パンフレット」・「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」・「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

以上